

令和8年8月3日
人権・同和対策課

県内に暮らす方々の人権に対する意識を明らかにし、今後の人権施策を効果的に推進することを目的として令和7年度に実施した「鳥取県人権意識調査（第6回目）」について、集計結果は以下のとおりです。

1 調査概要

- (1) 対 象 : 16 歳以上の県内在住者 約 3,000 名 (抽出方法 : 住民基本台帳に基づく無作為抽出法)
- (2) 調査客体数 : 2,983 名 ※ (1) で抽出した者に送付した調査票に関し、宛先または転移先不明等により返送された調査票を除いた数。
- (3) 有効回答数 : 1,267 名 (回収率 42.5%(1,267/2,983))
- (4) 調査時期 : 令和7年5月 (前回調査 : 令和2年5月)
- (5) 調査分析 : 「鳥取県人権尊重の社会づくり協議会」に設置した「鳥取県人権意識調査実施検討小委員会」において検討、分析を行った。(第1回 : R7.9月、第2回 : R7.11月、第3回 R8.1月)

2 主な調査結果概要

<差別等の実態>

- 「過去5年間で、差別や人権侵害を受けたと思ったことがあるか」との設問について、「よくある」「たまにある」と回答した割合は14.6%で前回調査より減少しているが(前回15.8%、▲1.2%)、前回と比べると「性暴力」(3.2%(対前回 : +2.8%))「セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)」(7.6%(対前回 : +3.1%))を受けたと回答した割合が増えている。
- 「インターネット上の掲示板・SNSなどに他人の個人情報や悪口を書き込むのは人権を侵害する行為だと思う」との設問について、年齢別で見ると、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた割合は全ての年代で9割以上となっており、20歳代から40歳代が特に高い(20歳代 : 98.5%、30歳代 : 98.0%、40歳代 : 98.8%)。
- 女性、障がい者、子ども、ハンセン病やその他の感染症、犯罪被害者などに対する県民の人権問題の認識は比較的高く、性的マイノリティに関しても、理解が進んでいる一方で、「外国人が増えると治安が悪くなると思う」との設問に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人は46.1%と前回(34.7%)より10%以上増加している。
⇒職場や学校での嫌がらせやいじめ、差別待遇(不平等・不利益な取扱い)やプライバシーの侵害など、日常生活の中で様々な人権侵害が発生している一方で、人権政策も拡充しており、あからさまな人権侵害や差別は以前より対面的に表明されにくくなっている状況。
また、県民一人ひとりの人権に関する感知度が高くなることで、「差別や人権侵害を受けた」と感じる場面は増えており、今後の研修や啓発活動に向けて勘案していくべき要素となっている。

<同和問題(部落差別)に関する調査から見てくるもの>

- 「同和問題(部落差別)について学校の授業等で学び、理解が進んだ」と回答した人は、結婚や就職に際して身元調査をすることに「身元調査は絶対にしてはならない」「身元調査はしなくてもよい」と回答する割合(73.9%)が高いだけでなく、様々な人権教育・人権啓発に関して研修や新たな取組が必要と回答する人が多い。
⇒同和問題(部落差別)についての学びは、当該問題だけではなく、その他の人権問題の解消への意識の向上にもつながるものと考えられる。

<様々な人権問題に関する共通の課題等>

- 過去5年間に受けた差別、人権侵害については、前回調査に続き職場での嫌がらせやいじめ(パワーハラスメント)の割合が最も高い(42.7%)。
⇒企業や事業主等へも、人権に関する研修や啓発の取組の充実を働きかける必要がある。

■過去の調査実施状況

第1回 : 平成9年8月、第2回 : 平成17年2月、第3回 : 平成23年2月、第4回 : 平成26年5月、第5回 : 令和2年5月

鳥取県人権施策基本方針の第5次改訂方針（案）について

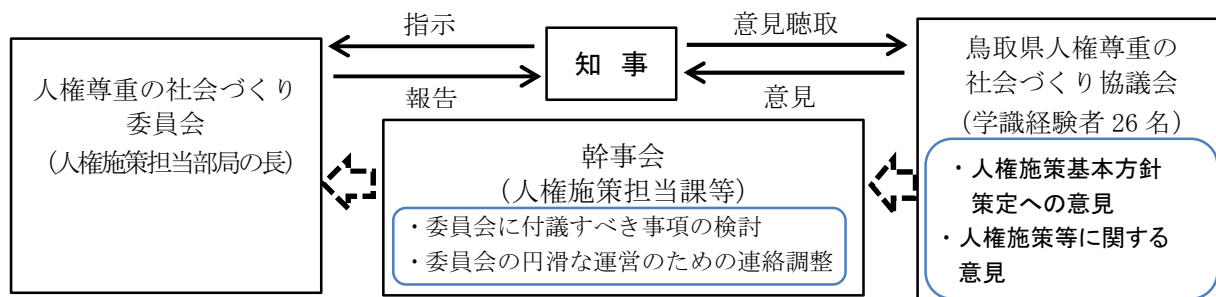
令和8年8月3日

人権・同和対策課

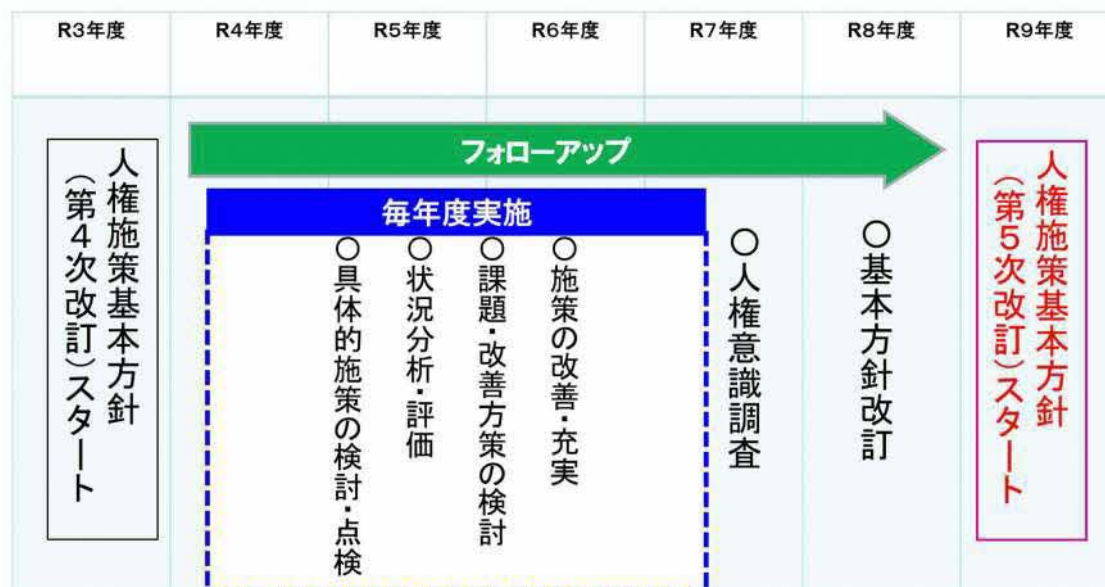
1 「鳥取県人権施策基本方針」について

- 平成8年に全国に先駆けて制定した「鳥取県人権尊重の社会づくり推進条例」に基づく取組を推進するため、平成9年4月に策定された人権施策の基本方針。
- 概ね5年のスパンでこれまで4回改訂し、令和8年を目途に第5回目の改訂を行うこととしているもの。

①施策検討体制・進め方



②第4次改訂期間（令和4～8年度）の進め方



- 基本方針（施策の基本的方向）に基づき人権施策を推進し、その成果等を検証しながら、当該プランの改善・充実を図りフォローアップを行うことにより、基本方針を着実に推進。

2 鳥取県人権施策基本方針の第5次改訂について

昨年度の「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」・「鳥取県青少年健全育成条例」の改正や「鳥取県拉致問題等の早期解決を目指す取組の推進に関する条例」の制定、「第6回鳥取県人権意識調査（令和7年5月）」の結果や各種法改正、社会情勢の変化等を踏まえ、以下のポイントに配慮した内容を検討。

【参考】令和7年5月に人権意識調査を実施。（調査結果は4月14日に知事へ対面報告、4月21日に常任委員会で報告）

＜第5次改訂案の主なポイント＞

- インターネット上の誹謗中傷等への対策強化（「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」改正を反映）
 - ・インターネット上での誹謗中傷等の人権侵害が深刻化
 - ・人権尊重の社会づくり県条例の改正により、インターネット上の人権侵害への対応の実効性強化
→ インターネット上の誹謗中傷等への対応について、相談支援や啓発などの取組を整理し、記

載を充実

●「子どもの人権」に係る取組強化（「鳥取県青少年健全育成条例」改正を反映）

- ・児童虐待やヤングケアラーだけではなく、青少年が巻き込まれるSNS等を通じた犯罪やいじめ、児童ポルノ被害、闇バイト等の問題が拡大
- ・鳥取県青少年健全育成条例の改正により、青少年の健全な育成環境の形成に向けた取組を強化
→ 所要の取組等について記載を充実

●「拉致被害者等の人権」を推進すべき施策の分野として特出し（「鳥取県拉致問題等の早期解決を目指す取組の推進に関する条例」制定を反映）

- ・拉致被害者及び御家族の高齢化等もあり、早期解決が急務
- ・県民の理解促進や関心の維持が重要
- ・鳥取県拉致問題等の早期解決を目指す取組の推進に関する条例において、県民を挙げて解決に向けて取り組むことを明記
→ 分野別施策において独立した項目として掲げ、問題解決に向けた県の責務や啓発の取組について記載

●県民の人権意識の変化の反映（「第6回鳥取県人権意識調査（令和7年5月）」より）

- ・意識調査の結果において、外国人の人権に関する認識不足が露呈
- ・調査結果の例として、在留外国人が増加する中、外国人に対するヘイトスピーチの社会問題化等に注目
→ ヘイトスピーチ解消に向けた啓発や、外国人理解の促進に向けた取組の必要性について記載

●「障がいのある人の人権」について、前回改定時以降の情勢等を反映

- ・最高裁判決において、旧優生保護法は違憲であることと、国の損害賠償責任を認定（R6.7月）
→ 優生手術等を受けた方に対する、支援・相談体制について記載
- ・障害者差別解消法が改正され、事業者による合理的配慮の提供が義務化（R6.4月）
→ 合理的配慮の提供について事業者が理解を深め、取組を進めていくための啓発や支援について記載

●その他の検討事項（第4次改訂以降の特記事項）

- ・法整備：こども基本法制定（R5.4月施行）、LGBTQ理解増進法制定（R5.6月施行）、児童福祉法改正（R7.10月施行：虐待対応強化）、手話施策推進法制定（R7.6月施行）、こども性暴力防止法制定（R8.12月施行）、労働施策総合推進法改正（R8中：カスタマーハラスメント対策の企業義務付け）等
- ・その他：各種計画等の制定・改正（輝く鳥取創造総合戦略（R6～R9）、第2次鳥取県性に関わりなく誰もが共同参画できる社会づくり計画（R8～R12））、鳥取県犯罪被害者総合サポートセンター開所（R6.4月）、鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例制定（R5.1月施行）等

3 第5次改訂スケジュール（案）

時期	内容
7～8月	・人権尊重の社会づくり委員会（骨子の確認） → 人権尊重の社会づくり協議会（改訂方針、骨子案の確認） ・基本方針（案）の作成（幹事課・担当課へ依頼）
8～10月	・基本方針（案）のとりまとめ、委員会【書面】 ・協議会（基本方針（案）の確認） → 協議会意見反映後、幹事課に修正依頼
10～11月	・協議会（パブコメ実施について）
11～12月	・パブリックコメント実施 → 意見対応について幹事課に依頼
R9.1～2月	協議会（改定案の決定）
3月	策定・公表

【主な改訂のポイント】 基本理念はそのままとし、以下のポイントを踏まえた改訂を行う。 ①情勢の変化（インターネット上の人権侵害行為等の深刻化、在留外国人の増加、青少年のSNS等を通じた犯罪・いじめ等の社会問題化 等） ②人権意識調査(R7.5実施)の結果 ③法整備、各種条例・計画の策定・改正等		
---	--	--

第5次改訂(R8)案				備考(関連トピック)		現行			
第1章	基本的な考え方	1 基本方針改訂の経緯				第1章	基本的な考え方	1 基本方針改訂の経緯	
		2 人権をめぐる社会の動き						2 人権をめぐる社会の動き	
		(1) 国際的な動向						(1) 国際的な動向	
		(2) 国内の動向						(2) 国内の動向	
		(3) 県内の動向						(3) 県内の動向	
3 人権尊重の基本理念				3 人権尊重の基本理念					
4 基本方針の位置付け				4 基本方針の位置付け					
第2章	デジタル社会における人権【新設】	1 教育・啓発の推進		●情ブラ法施行 (R7. 4) ・大規模プラットフォーム事業者に対し、削除対応の迅速化、運用状況の透明化を義務付け					
		2 相談支援体制の充実							
		3 インターネット上での人権侵害行為への対応		●人権教育・啓発に関する基本計画 (第2次) の策定 (R7. 6) ・インターネット上の人権侵害を課題横断的な人権課題として位置づけを整理					
		4 青少年の健全な育成のための環境整備		●人権条例改正 (R8. 1施行)					
		5 新たな人権課題への対応		・情ブラ法に基づく措置の補完 (罰則、支援体制整備)					
第3章	人権教育・人権啓発の推進	I 人権教育				第2章	人権教育・人権啓発の推進	I 人権教育	
		1 学校教育						1 学校教育	
		2 社会教育						2 社会教育	
		II 人権啓発						II 人権啓発	
		1 県民に対する啓発						1 県民に対する啓発	
		2 企業への啓発						2 企業への啓発	
		3 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発						3 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発	
		ア 医療・保健関係職員						ア 医療・保健関係職員	
		イ 福祉関係職員						イ 福祉関係職員	
		ウ 教職員						ウ 教職員	
		エ 行政職員						エ 行政職員	
オ 警察職員				オ 警察職員					
カ 消防職員				カ 消防職員					
第4章 差別実態の解消に向けた施策				第3章 差別実態の解消に向けた施策					
第5章 相談支援体制の充実				第4章 相談支援体制の充実					
第6章 人権施策の推進に資する調査				第5章 人権施策の推進に資する調査					
第7章	共通して取り組む重要施策	1 SDGsにおける人権				第6章	共通して取り組む重要施策	1 SDGsにおける人権	
		2 ビジネスと人権【内容拡充】		●労働施策総合推進法改正 (R8中施行予定) ・ハラスメント対策強化 (カスハラ対策義務化) ・女性活躍推進 ・治療と仕事の両立支援推進				2 ビジネスと人権	
								3 デジタル社会における人権	
		3 個人情報の保護と人権						4 個人情報の保護と人権	
		4 ユニバーサルデザインの推進						5 ユニバーサルデザインの推進	
第8章	分野別施策の推進	1 同和問題 (部落差別)				第7章	分野別施策の推進	1 同和問題 (部落差別)	
		2 男女共同参画に関する人権【内容拡充】		●第2次鳥取県性に関わりなく誰もが共同参画できる社会づくり計画 (R8～12) ・アンコンシャス・バイアスの解消等 ●女性支援法制定 (R6. 4施行) ●鳥取県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画 (R6～10)				2 男女共同参画に関する人権	
		3 障がいのある人の人権【内容拡充】		●旧優生保護法違憲判決 (R6. 7) ●障害者差別解消法改正 (R6. 4施行) ・事業者による合理的配慮提供義務化 ●手話施策推進法制定 (R7. 6施行)				3 障がいのある人の人権	
		4 子どもの人権【内容拡充】		●こども基本法制定 (R5. 4施行) ●子育て王国条例改正 (R6. 4施行) ・地域みんなで取り組む子育て支援、子どもの発達に応じた支援等 ●児童福祉法改正 (R7. 10施行) ・児童虐待への対応強化 ●こども性暴力防止法制定 (R8. 12施行) ・教育・保育等提供事業者、従事者による児童対象性暴力等の防止措置を講じること等を義務付け ●青少年健全育成条例改正 (R7. 4、R7. 8施行) ・児童ポルノ、インターネットを通じた犯罪やいじめ・誹謗中傷等への対策 ●社会的養育推進計画 (R7. 10改訂) ・子どもの権利擁護の推進				4 子どもの人権	
		5 高齢者の人権						5 高齢者の人権	
		6 外国人の人権【内容拡充】		●R7人権意識調査結果 ・ヘイトスピーチ、外国人の人権に関する認識不足				6 外国人の人権	
		7 感染症等病気にかかわる人の人権						7 感染症等病気にかかわる人の人権	
		8 犯罪被害者等の人権【内容拡充】		●鳥取県犯罪被害者総合サポートセンター開所 (R6. 4) ●犯罪被害者等に対する支援金交付条例制定 (R8. 4施行)				8 刑を終えて出所した人の人権	
		9 刑を終えて出所した人の人権						9 犯罪被害者等の人権	
		10 性的マイノリティの人権【内容拡充】		●ファミリーシップ制度導入 (R5. 10) ●LGBTQ理解増進法制定 (R5. 6施行) →基本計画策定 (R8. 6)				10 性的マイノリティの人権	
		11 望まない孤独・孤立に悩む人の人権【独立】		●支え愛社会づくり推進条例制定 (R5. 1施行) ・本人及び家族・援助者の支援に一体的に取り組む体制整備 ●孤独・孤立対策推進法制定 (R6. 4施行)				11 生活困難者の人権	
		12 生活困難者の人権						12 様々な人権	
		13 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権【独立】		●拉致条例制定 (R7. 12) ・拉致問題への理解促進、啓発、国等への働きかけ				(1) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等	
		14 その他の人権						(2) 災害被害者等の人権	
(1) 災害被害者等の人権				(3) アイヌの人々					
(2) アイヌの人々				(4) ひきこもり状態にある人の人権					
第9章	人権施策の推進体制	1 県の推進方針				第8章	人権施策の推進体制	1 県の推進方針	
		2 鳥取県人権文化センター等との連携・協働		2 鳥取県人権文化センター等との連携・協働					
		3 国、市町村、関係団体、NPO等民間団体、企業等との連携・協働		3 国、市町村、関係団体、NPO等民間団体、企業等との連携・協働					

鳥取県人権施策基本方針第5次改訂骨子概要（案）

R8.8.3／人権・同和対策課

第5次改訂（案）	改訂の概要等 （※関係課と要調整）
第1章 基本的な考え方 1 基本方針改訂の経緯 2 人権をめぐる社会の動き （1）国際的な動向、（2）国内の動向、（3）県内の動向 3 人権尊重の基本理念 ・一人ひとりが自己決定権に基づいて個性と能力を発揮（自己実現）する公平な機会が保障される社会の構築 ・人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権意識の高揚 ・すべての人の尊厳と社会参加が保障され、等しく社会の一員として尊重される社会の実現 4 基本方針の位置付け	○構成は現行のとおり。社会情勢の変化や法令等の制定、条例改正等を踏まえ加除修正。
第2章 デジタル社会における人権 章新設 <u>＜項目案＞</u> <u>（1）教育・啓発の推進</u> <u>（2）相談支援体制の充実</u> <u>（3）インターネット上での人権侵害行為への対応</u> <u>（4）青少年の健全な育成のための環境整備</u> <u>（5）新たな人権課題への対応</u>	○インターネット上の人権侵害行為が深刻化・多様化している現状を踏まえ、課題横断的に取り組むべき特に重要な課題として位置付け、章を新設。 ○リテラシー向上や、被害に遭った場合の支援・相談体制について記載を充実。 ■情ブラ法施行（R7.4） ・大規模プラットフォーム事業者に対し、削除対応の迅速化、運用状況の透明化を義務付け ■人権尊重の社会づくり条例改正（R8.1 施行） ・情ブラ法に基づく措置の補完（罰則、支援体制整備）
第3章 人権教育・人権啓発の推進 I 人権教育 1 学校教育 （1）教育活動全体を通じた人権教育の推進 （2）指導内容・方法の工夫・改善 （3）教職員に対する研修等の充実 2 社会教育 （1）家庭における人権教育の推進 （2）地域における人権教育の推進 （3）学習内容・方法の工夫・改善 （4）推進者の育成 II 人権啓発 1 県民に対する啓発 （1）効果的な啓発・情報提供 （2）効果的な啓発手法 2 企業への啓発 （1）事業主等への人権啓発 （2）公正採用選考に関する取組 3 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発 （医療・保健関係職員、福祉関係職員、教職員、行政職員、警察職員、消防職員）	○構成は現行のとおり。社会情勢の変化や国の動向等を踏まえ加除修正。

第5次改訂（案）	改訂の概要等 （※関係課と要調整）
第4章 差別実態の解消に向けた施策 1 差別のない社会づくりの推進 2 差別の解消に向けた施策の検討 （1）差別事象検討小委員会 （2）障がい者差別解消支援地域協議会	○構成は現行のとおり。意識調査の結果等を踏まえ加除修正。
第5章 相談支援体制の充実 1 相談機能の充実 （1）活用しやすい環境づくりの推進 （2）関係機関の連携の推進 （3）相談員の資質向上 （4）人権に関する総合的な相談窓口による対応 2 救済制度の確立の国への要望	○構成は現行のとおり。社会情勢の変化等を踏まえ加除修正。
第6章 人権施策の推進に資する調査 1 人権問題に係る現状把握 2 人権に係る様々な調査 （1）啓発事業におけるアンケート調査 （2）定期的な調査	○構成は現行のとおり。意識調査の結果等を踏まえ加除修正。
第7章 共通して取り組む重要施策	○「デジタル社会における人権」を第2章として独立させ、その他の構成は現行のとおり。社会情勢の変化や法令の改正等を踏まえ加除修正。
1 SDGs における人権 （1）SDGs の理念を踏まえた人権施策の推進	
2 ビジネスと人権 <u>拡充</u> （1）企業の取組の推進 （2）ハラスメント防止等の推進 （3）労使間の問題解決支援 （4）新たな人権課題への対応	■労働施策総合推進法改正（R8 中施行予定） ・ハラスメント対策強化（カスハラ対策義務化） ・女性活躍推進 ・治療と仕事の両立支援推進
3 個人情報の保護と人権 （1）個人情報の適正な管理等の推進 （2）マイナンバー制度や本人通知制度の周知	
4 ユニバーサルデザインの推進 （1）教育・啓発の推進 （2）カラーUD の推進 （3）関係機関等との連携 （4）公共施設等のUD 化の推進	
第8章 分野別施策の推進	○各分野の構成の変更箇所は下線部のとおり。 ○各分野の「現状と課題」「施策の基本的方向」について、社会情勢の変化や法令等の制定、条例改正等を踏まえ加除修正。
①同和問題（部落差別） 〈施策の基本的方向項目〉 1 教育・啓発の推進 2 隣保館における相談機能等の充実 3 就労の支援 4 差別事象等への対応 5 関係団体との連携	

第5次改訂（案）	改訂の概要等 （※関係課と要調整）
②男女共同参画に関する人権 拡充 1 教育の推進 2 啓発・支援体制の充実 3 性別に関係なく、誰もが能力を発揮できる職場環境づくりの推進 4 女性の政策・方針決定過程への参画の推進 5 男性の家庭生活・地域生活への参画促進 6 あらゆる暴力の根絶 7 困難な問題を抱える女性の福祉の増進	■第2次鳥取県性に関わりなく誰もが共同参画できる社会づくり計画（R8～12） ・アンコンシャス・バイアスの解消等 ■女性支援法制定（R6.4 施行） ■鳥取県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（R6～10）
③障がいのある人の人権 拡充 1 教育・啓発の推進 2 相談支援体制の充実 3 権利擁護の推進 4 障がい者差別の解消に向けた取組 5 社会参加と雇用の推進 6 暮らしやすいまちづくりの推進 7 特別支援教育の充実 8 精神障がいのある人に関する施策の充実	○事業者による合理的配慮の提供の義務化や、旧優生保護法の違憲判決等を踏まえ、啓発や支援体制について記載を充実。 ■旧優生保護法違憲判決（R6.7） ■障害者差別解消法改正（R6.4 施行） ■手話施策推進法制定（R7.6 施行）
④子どもの人権 拡充 1 教育・啓発の推進 2 相談支援体制の充実 3 いのちを育むための教育の推進 4 児童虐待防止対策の充実 5 要保護児童・要支援家庭・子どもの貧困対策への取組の推進 6 子どもの権利への取組の推進 7 特別支援教育の充実【再掲】 8 青少年の健全な育成のための環境整備の推進 9 いじめ、暴力行為、不登校等への対応の充実 10 体罰防止に向けた取組の充実	○青少年健全育成条例の改正等を踏まえ、インターネット上の青少年の健全な育成環境の形成に向けた取組について記載を充実。 ■こども基本法制定（R5.4 施行） ■子育て王国条例改正（R6.4 施行） ・地域みんなで取り組む子育て支援、子どもの発達に応じた支援等 ■児童福祉法改正（R7.10 施行） ・児童虐待への対応強化 ■こども性暴力防止法制定（R8.12 施行） ■青少年健全育成条例改正（R7.4、R7.8 施行） ・児童ポルノ、インターネットを通じた犯罪やいじめ・誹謗中傷等への対策 ■社会的養育推進計画（R7.10 改訂） ・子どもの権利擁護の推進
⑤高齢者の人権 1 教育・啓発の推進 2 相談支援体制の充実 3 社会参加・健康づくりの推進 4 福祉サービスの質の向上 5 暮らしやすいまちづくりの推進 6 認知症関連施策の充実 7 高齢者虐待防止対策等の充実	
⑥外国人の人権 拡充 1 暮らしやすいまちづくりの推進 2 生活情報の提供の充実 3 相談支援体制の充実 4 教育・啓発の推進 5 外国人児童生徒等に対する教育の充実 6 外国人の社会参画の推進	○人権意識調査の結果を踏まえ、多文化共生推進に向けた取組や、ヘイトスピーチ解消のための啓発等について記載を充実。
⑦感染症等病気にかかわる人の人権 1 教育・啓発の推進 2 相談支援体制の充実 3 プライバシーに配慮した医療環境の整備	

第5次改訂（案）	改訂の概要等 （※関係課と要調整）
4 ハンセン病回復者等への支援 5 HIV感染者、エイズ患者への支援 6 難病患者等への支援 7 新型コロナウイルス感染症に関する取組	
⑧犯罪被害者等の人権 拡充 1 教育・啓発の推進 2 相談・支援の充実	（⑧⑨の順番入替え） ○鳥取県犯罪被害者総合サポートセンターの開所や、犯罪被害者等への新たな経済的支援制度創設を踏まえ、相談・支援体制について記載を充実。 ■ 犯罪被害者等に対する支援金交付条例制定（R8.4 施行）
⑨刑を終えて出所した人の人権 1 教育・啓発の推進 2 相談・支援の充実	（⑧⑨の順番入替え）
⑩性的マイノリティの人権 拡充 1 教育・啓発の推進 2 相談支援体制の充実 3 諸課題についての対応	■ ファミリーシップ制度導入（R5.10） ■ LGBTQ 理解増進法制定（R5.6 施行） →基本計画策定（R8.6）
⑪望まない孤独・孤立に悩む人の人権 独立 <u><項目案></u> 1 啓発の推進 2 相談支援体制の充実	○従来の「様々な人権」から独立（「ひきこもりの状態にある人の人権」を特出し）。 ○本人及び家族・援助者への支援の取組について記載。 ■ 支え愛社会づくり推進条例制定（R5.1 施行） ・本人及び家族・援助者の支援に一体的に取り組む体制整備 ■ 孤独・孤立対策推進法制定（R6.4 施行）
⑫生活困難者の人権 1 教育・啓発の推進 2 生活困難者への自立支援 3 生活困難者への就労支援 4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた生活困難者への支援 5 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制整備の推進	
⑬北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権 独立 <u><項目案></u> 1 教育・啓発の推進 2 被害者の早期帰国の実現に向けた国への要望	○従来の「様々な人権」から独立。 ○取組の一層の強化や帰国時支援体制等について記載を充実。 ■ 拉致条例制定（R7.12 施行）
⑭その他の人権（※現行：「様々な人権」） （1）災害被害者等の人権 （2）アイヌの人々	○「拉致被害者等」、「ひきこもりの状態にある人」の人権は別項目として整理。
第9章 人権施策の推進体制 （1）県の推進体制 （2）鳥取県人権文化センター等との連携・協働 （3）国、市町村、関係団体、NPO 等民間団体、企業等との連携・協働	○構成は現行のとおり。社会情勢の変化や法令等の制定、条例改正等を踏まえ加除修正。

人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況について（速報値）

令和 8 年 8 月 3 日

人権・同和対策課

本県では、平成 21 年度に「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」を鳥取県人権尊重の社会づくり条例によって制度化し、県内 3 か所到人権相談窓口を設置して人権相談に総合的に対応しており、令和 7 年度の運用状況は以下のとおりでした。（「同和問題・部落差別相談窓口」「障がい者差別解消相談支援センター」「こどもいじめ人権相談窓口」「LGBTQ 寄り添い電話相談」を含みます。）

1 人権相談

（1）相談件数・・・1, 329 件（前年度 1, 328 件）

（令和 7. 4. 1～8. 3. 31）

① 受付機関別

設 置 箇 所	R7	R6
人権尊重社会推進局	571	647
中部県民福祉局	329	307
西部県民福祉局	429	374
計	1, 329	1, 328

② 相談形態別

	R7	R6
面接	93	68
電話	1, 223	1, 247
封書等	13	13
計	1, 329	1, 328

（2）対応分野（複数計上）：労働者 492 件、病気の人 407 件、障がい者 496 件 等

（3）専門相談件数：6 件（弁護士、臨床心理士等）（前年度 2 件：弁護士）

2 こどもいじめ人権相談

いじめが全国的に問題になっていることを受け、平成 24 年度に人権尊重社会推進局に「こどもいじめ人権相談窓口」を開設し、子どものいじめに係る相談に対応しています。

（1）設置箇所：人権尊重社会推進局

（2）対応方法

電話相談：24 時間対応、メール相談：24 時間受付（独立した電話回線、メールアドレスで運用）

（3）相談件数：12 件（前年度 16 件 人権相談件数の内数）

（4）対応事例

子どもから学校でいじめられていることを初めて聞いた保護者からどうしたらいいかとの相談。

⇒ いじめ防止対策推進法の概要を説明するとともに、すぐに担任に相談し、場合によっては教頭や校長に話すよう助言を行った。

3 LGBTQ 寄り添い電話相談

当事者やそのご家族、友人の悩みや思いに寄り添った相談窓口を令和 4 年度に開設し、相談を受け付けています。

（1）設置箇所：人権尊重社会推進局

（2）電話相談：毎月第 1・3 水曜日（18 時～20 時）第 2・4 土曜日（15 時～17 時）

（3）相談件数：13 件（前年度 10 件 人権相談件数の内数）

（4）対応事例

自分がアセクシャルかどうか悩んでおり、判断してほしいとの相談。

⇒ こちらでは判断できないので、セクシャルマイノリティ専門の 24 時間無料電話相談「よりそいホットライン」に相談してみるよう案内した。

令和7年度差別事象検討小委員会の概要

令和8年8月3日
人権・同和対策課

差別事象への対応の検討を進めるため、平成23年12月に鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の小委員会として、差別事象検討小委員会を設置しています。

1 差別事象検討小委員会について

- (1) 目的：鳥取県内で発生した同和問題など人権に係る差別事象の正確な実態把握と原因や背景の分析及び対応策並びに今後の効果的な啓発方法の検討を行う。
- (2) 位置づけ：人権課題について広くかつ専門的に議論いただいている鳥取県人権尊重の社会づくり協議会(審議会)の小委員会と位置づける。
- (3) 委員：近年の新たな人権問題であるインターネット上の人権問題に詳しい委員や、現場に密着した法律家、活動の実践者や有識者で構成するとともに、活動に機動性を持たせるため、26名の協議会委員のうちの一部の委員で組織する。

○令和7年度及び8年度委員

北村秀徳会長、神庭誠委員、中井浩委員、松田博明委員、山本真輝委員、山本陽子委員

- (4) その他：検討結果を上部の組織である協議会へ報告する。

2 令和7年度の開催概要

第1回差別事象検討小委員会

【日時】 令和7年9月4日(火) 午後1時30分から3時まで

【場所】 県庁第二庁舎 第33会議室

第2回差別事象検討小委員会

【日時】 令和8年1月4日(火) 午後1時30分から3時まで

【場所】 県庁第二庁舎 第34会議室

議事 県内で発生している差別事象について

○JR車内での差別発言

JR車両内で異なる学校同士の生徒の体が当たってしまい、謝罪を行う中で差別発言があったものです。他の車両に移動しようとした高校の生徒が、通路に立っていた特別支援学校の生徒たちのうち1名に体が当たってしまい、謝ったところ、ぶつかった生徒から、「なんでぶつかったのか」と強く迫られて、説明をしたが、聞いてくれなかったので、イライラして「障がい者、死ぬ」と発言をしてしまった。

【主な意見】

- ・当該生徒が、障がい者問題にマイナスイメージを抱いているとも思われるので、なぜ、このような意識を持つようになったか把握しないと問題が見えてこない。
- ・生徒の発言そのものは問題ではあるが、謝罪して関係修復を図ろうとしたところは感じられる。
- ・発言した生徒のこれまでの障がい者問題や障がい児に対する理解・認識、過去の学習・体験や経験、機会を面接等により把握した上での適切な指導が必要となってくる。
- ・障がいのある生徒のその障がい特性を踏まえた指導が大事になる。
- ・謝罪等をして（相手に）なかなか受け入れてもらえない場合に、生徒はどのような対応をすべきなのかを考えて、教育啓発をしていくべきである。
- ・生徒の所属する学校の障がい者問題、障がい児教育のカリキュラムの位置づけを把握した上で、学校や生徒に対する指導助言を行うことが必要である。
- ・今後の教訓として生かすには、当該生徒以外にも誤った認識や理解をしている生徒がいれば、学校の現行カリキュラムがこれらの生徒たちにも正しい知識や理解を深めるものになっているかどうかの検証も必要になる。

○電話による差別発言

鳥取市人権推進課に、被差別部落・集落の現存についての見解を求める電話があった。「部落差別解消推進法などが制定されているように、国でも認識されており、それに準拠しています。」と回答したところ、相

手は、「国ではそう認めているかもしれませんが」と言い、続けて、「〇〇(市内の地名)は、地名がついていてだけで、どこにも部落や集落とついていないじゃないですか。それでも被差別部落・集落と言えるのでしょうか。」さらに、賤しう語を用いて「部落民はいないですね。」など、差別的な意識があるとみられる自分の考えを述べ、一方的に電話を切った。

【主な意見】

- ・このような問い合わせがあったときに、どのように対応するかという対応手順の周知徹底だけで済まされているが、そもそもの同和問題に関する基本認識や部落差別解消に向けて取り組んでいるにもかかわらず、差別があるという重要な課題であるという認識、理解がない方から問い合わせがあった場合、その対応をする職員はどう返すのがいいのか、そこまで考えないといけない。
- ・対応手順の確認だけでなく、毎年、同和問題に関する基本認識や現状等に係るこのような研修が必要だとか、今回のような認識を持って電話をする方もいる場合があるので、同和問題に対する施策の考え方等の明確化まで考えていかないといけないと思う。
- ・相手方の考え方に誤りがあれば、正していくような方法等ができていくのがふさわしい。
- ・自分たち自身も同和問題についての基本的事項を研修する機会を毎年設け、さらに高めていくための職員研修を併せてどう考えていくかについて今後の取組で触れられていない。
- ・対応者の認識が問われるので、対応手順の周知徹底だけでは問題ではない。

○高等学校でのガイジ発言

授業中個別の取組をしているとき、生徒Aと生徒Bが冗談を言い合っていたところ、生徒Aが生徒Bに向かって「こいつガイジだ」と発言した。その後、生徒Bも「お前もガイジだ」と言い返した。

【主な意見】

- ・発言した生徒が、この言葉をどういう経緯で認知して、なぜ、これまで使ったことのないこの言葉を口論の中で使ったのか、発言に至った理由やその背景を把握する必要がある。
- ・その背景をよく把握した上でその生徒を指導しないと、生徒自身がなぜ使用してはいけない言葉なのかがよく理解できないので、適切な指導ができなくなる。
- ・ネット上で言葉の意味を理解しないで認知して、他者を攻撃する言葉として用いており、深く考えずに使ってしまったという状況とも思われる。
- ・生徒自身がその言葉に込めた認識とか背景を探らないと、指導する内容とずれが生じるかもしれない。
- ・指導する者は、発言の場面に遭遇した際にその生徒から丁寧に聞き取って適切に対応できるだけの深い理解と認識を持つためには、こういった事例を取り上げて校内研修を通して共通理解も図ってほしい。

○高等学校での外国人差別発言

生徒Bが生徒Aに対し、寮内の居室でカードゲームをしている際に、「こいつ外人だから日本語わかんない」と発言。

【主な意見】

- ・やはり、発言した生徒のその発言に至った理由とか背景を踏まえた上で、良い意味で使用していないと考えられるので、なぜ使用してはいけないかについて正しい理解・認識を生徒に持ってもらう必要がある。
- ・正しい理解認識を生徒に持ってもらうには、併せて自己肯定感を培ってもらう指導も大事である。
- ・生徒の実態や特性等を踏まえて、自己肯定感を培ってもらおうとする認識で生徒に寄り添おうとする気持ちを指導者の間で共有されていると思うが、そのような内容が人権教育プログラムに位置付けられているか点検も併せてしてもらいたい。

○電話による問い合わせ

倉吉市内の人権文化センターに県外者を名乗る者から地区（同和地区ではない地域）に対する問い合わせや、当該地区にいる方及びその配偶者の職業、結婚・障がい者差別につながる問い合わせの電話があり、人権文化センターの指導員が応対し、「わかりませんし、わかったとしてもお答えができない」旨などを答えると、「わかりました。」と電話を切られた。

【主な意見】

- ・問い合わせがあった場合、1番目に十分に相手の考えや意図の聞き取りを行う。2番目に間違いや問題点を指摘しながら差別につながる発言であることを伝えて啓発を行い、お答えできない旨を伝えることは最後になるが、これを最初に伝えてしまうと1番目及び2番目ができなくなってしまう。
- ・対応マニュアルに、問い合わせに遭遇した時の対応方法が記載されているのであれば、改めて周知徹底は

もとより、研修の充実、見直しを図っていく必要がある。

- ・問い合わせへの対応方法の基本的な考え方が全職員に共有できるような事例になると良い。
- ・対応マニュアル自体が、職員がその内容に沿って対応し易いものになっているかどうかの点検とそれを含めた職場研修を速やかに行っていく必要がある。

○放課後児童クラブでのガイジ等発言

児童館職員は、放課後児童クラブ利用児童の複数名の者から、利用児童が「ガイジ」という発言をしたとの報告を受け、その児童を呼んで事情を聞いた。

【主な意見】

- ・言葉を発した児童が、どういう意図、意識で発言したかという背景を捉えた上での指導が大切である。
- ・「ガイジ」という言葉を使うのがなぜ駄目なのかとか、その背景をきちんと理解してもらうように、児童に教育、啓発が必要になってくる。
- ・今回のそれぞれの事案は、その発言に対してだめですとかわかりませんという言葉だけではなく、発言に至った理由やその背景を捉えることが大切なのはもちろんだが、その後の啓発や教育につなげるということから、対応者がその場で適切な指導或いは啓発を行うことができないということであれば、例えば、窓口や電話の対応者が相手の方に名前や連絡先を覚えてもらえるように話して、その方に対して対応ができる者が改めて連絡を取ってその後の啓発につなげることが可能だと思う。
- ・対応マニュアルにはこれらのことが記載されていると思うが、計画的、継続的にマニュアルに基づいて学校内、職場での研修を行うことが大切である。